

議案第 8 号

京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について

京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

国民健康保険事業特別会計の収支の均衡を維持するための税率等の改定、子ども・子育て支援納付金の新設について、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和7年京丹後市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 京丹後市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「〔介護納付金という。〕」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

同条第2項から第4項までの規定中「及び資産割額」を削り、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の6.54」を「100分の7.18」に改める。

第4条を削る。

第5条中「19,000円」を「23,500円」に改め、同条を第4条とする。

第5条の2第1号中「第7条の3及び第23条第1項」を「第8条、第15条及び第29条第1項」に、「第7条の3及び同項」を「第8条、第15条及び同項」に、「30,700円」を「32,500円」に改め、同条第2号中「15,350円」を「16,250円」に改め、同条第3号中「23,025円」を「24,375円」に改め、同条を第5条とする。

第6条中「100分の2.22」を「100分の2.50」に改める。

第7条を削る。

第7条の2中「6,200円」を「8,200円」に改め、同条を第7条とする。

第9条を削る。

第8条中「100分の2.10」を「100分の2.31」に改め、同条を第9条とする。

第7条の3第1号中「10,700円」を「12,000円」に改め、同条第2号中「5,350円」を「6,000円」に改め、同条第3号中「8,025円」を「9,000円」に改め、同条を第8条とする。

第27条を第36条とし、第25条及び第26条を9条ずつ繰り下げ、第24条の3を第33条とし、第24条の2を第32条とし、第24条を第31条とする。

第23条の2中「第24条の2第1項」を「第32条第1項」に改め、同条を第30条とする。

第23条第1項第1号ア中「13,300円」を「16,450円」に改め、同号イ(ア)中「21,490円」を「22,750円」に改め、同号イ(イ)中「10,745円」を「11,375円」に改め、同号イ(ウ)中「16,118円」を「17,063円」に改め、同号ウ中「4,340円」を「5,740円」に改め、同号エ(ア)中「7,490円」を「8,400円」に改め、同号エ(イ)中「3,745円」を「4,200円」に改め、同号エ(ウ)中「5,618円」を「6,300円」に改め、同号オ中「5,530円」を「6,720円」に改め、同号カ中「6,510円」を「6,650円」に改め、同項第2号ア中「9,500円」を「11,750円」に改め、同号イ(ア)中「15,350円」を「16,250円」に改め、同号イ(イ)中「7,675円」を「8,125円」に改め、同号イ(ウ)中「11,513円」を「12,188円」に改め、同号ウ中「3,

100円」を「4,100円」に改め、同号エ(ア)中「5,350円」を「6,000円」に改め、同号エ(イ)中「2,675円」を「3,000円」に改め、同号エ(ウ)中「4,013円」を「4,500円」に改め、同号オ中「3,950円」を「4,800円」に改め、同号カ中「4,650円」を「4,750円」に改め、同項第3号ア中「3,800円」を「4,700円」に改め、同号イ(ア)中「6,140円」を「6,500円」に改め、同号イ(イ)中「3,070円」を「3,250円」に改め、同号イ(ウ)中「4,605円」を「4,875円」に改め、同号ウ中「1,240円」を「1,640円」に改め、同号エ(ア)中「2,140円」を「2,400円」に改め、同号エ(イ)中「1,070円」を「1,200円」に改め、同号エ(ウ)中「1,605円」を「1,800円」に改め、同号オ中「1,580円」を「1,920円」に改め、同号カ中「1,860円」を「1,900円」に改め、同条第2項第1号ア中「2,850円」を「3,525円」に改め、同号イ中「4,750円」を「5,875円」に改め、同号ウ中「7,600円」を「9,400円」に改め、同号エ中「9,500円」を「11,750円」に改め、同項第2号ア中「930円」を「1,230円」に改め、同号イ中「1,550円」を「2,050円」に改め、同号ウ中「2,480円」を「3,280円」に改め、同号エ中「3,100円」を「4,100円」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第2号中「第5条」を「第4条」に改め、同項第4号中「第7条の2」を「第7条」に改め、同項第5号中「第8条」を「第9条」に改め、同項第6号中「第9条の2」を「第10条」に改め、同条を第29条とする。

第22条中「第26条」を「第35条」に改め、同条を第28条とする。

第21条を第27条とする。

第20条第1項第1号中「第12条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第26条とする。

第19条第1号中「第14条第2項」を「第20条第2項」に改め、同条を第25条とする。

第14条から第18条までを6条ずつ繰り下げる。

第13条第1項中「第23条」を「第29条」に改め、同条を第19条とする。

第12条を第18条とする。

第11条中「第14条」を「第20条」に、「第18条」を「第24条」に、「第19条」を「第25条」に改め、同条を第17条とする。

第10条を第16条とする。

第9条の3中「9, 300円」を「9, 500円」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第12条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.35を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第13条 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,300円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第14条 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第15条 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円

(2) 特定世帯 400円

(3) 特定継続世帯 600円

第9条の2中「7, 900円」を「9, 600円」に改め、同条を第10条とする。

附則第7項中「第23条」を「第29条」に改め、附則第8項、附則第9項及び附則第11項から附則第14項までの規定中「第8条及び第23条」を「第9条、第12条及び第29条」に、「第23条第1項」を「第29条第1項」に改め、附則第15項及び附則第16項中「第8条及び第23条第1項」を「第9条、第12条及び第29条第1項」に、「この条」を「こ

の項」に、「第23条第1項」を「第29条第1項」に改め、附則第17項及び附則第18項中「第8条及び第23条」を「第9条、第12条及び第29条」に、「第23条第1項」を「第29条第1項」に改め、附則第19項中「第23条第2項」を「第29条第2項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



現行(京丹後市国民健康保険税条例)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例第2条の適用後	改正案
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</u>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.54</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、<u>土地及び家屋に係る部分の額に100分の9.55</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>19,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、<u>第7条の3</u>及び<u>第23条第1項</u>において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、<u>第7条の3</u>及び同項において同じ。)以外の世帯 <u>30,700円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>15,350円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>23,025円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.22</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち<u>土地及び家屋に係る部分の額に100分の3.20</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6,200円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,700円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>5,350円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>8,025円</u></p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.80</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>19,500円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、<u>第8条</u>及び<u>第25条第1項</u>において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、<u>第8条</u>及び同項において同じ。)以外の世帯 <u>32,500円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>16,250円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>24,375円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.37</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6,800円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>12,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>6,000円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>9,000円</u></p>	<p><u>額とする。</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>法</u>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.18</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>23,500円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、<u>第8条、第15条及び第29条第1項</u>において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、<u>第8条、第15条</u>及び同項において同じ。)以外の世帯 <u>32,500円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>16,250円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>24,375円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.50</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,200円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>12,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>6,000円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>9,000円</u></p>

現行(京丹後市国民健康保険税条例)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例第2条の適用後	改正案
<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)  <b>第8条</b> 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.10</u> を乗じて算定する。  (介護納付金課税被保険者に係る資産割額)  <b>第9条</b> 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に <u>100分の3.25</u> を乗じて算定する。  (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)  <b>第9条の2</b> 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>7,900円</u> とする。  (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)  <b>第9条の3</b> 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>9,300円</u> とする。</p> <p>(賦課期日)  <b>第10条</b> (略)  (徴収の方法)  <b>第11条</b> 国民健康保険税は、<b>第14条</b>、<b>第18条</b>及び<b>第19条</b>の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。  (納期)  <b>第12条</b> (略)  (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)  <b>第13条</b> 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第2条第1項の額(<b>第23条</b>の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。  2～8 (略)  <b>第14条～第18条</b> (略)  (新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)  <b>第19条</b> 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)  <b>第9条</b> 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.19</u> を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)  <b>第10条</b> 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>8,000円</u> とする。  (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)  <b>第11条</b> 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>9,500円</u> とする。</p> <p>(賦課期日)  <b>第12条</b> (略)  (徴収の方法)  <b>第13条</b> 国民健康保険税は、<b>第16条</b>、<b>第20条</b>及び<b>第21条</b>の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。  (納期)  <b>第14条</b> (略)  (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)  <b>第15条</b> 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第2条第1項の額(<b>第25条</b>の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。  2～8 (略)  <b>第16条～第20条</b> (略)  (新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)  <b>第21条</b> (略)</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)  <b>第9条</b> 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.31</u> を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)  <b>第10条</b> 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>9,600円</u> とする。  (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)  <b>第11条</b> 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>9,500円</u> とする。  <u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</u>  <b>第12条</b> 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の0.35</u> を乗じて算定する。  <u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</u>  <b>第13条</b> 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>1,300円</u> とする。  <u>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</u>  <b>第14条</b> 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について <u>100円</u> とする。  <u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)</u>  <b>第15条</b> 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。  (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>800円</u>  (2) 特定世帯 <u>400円</u>  (3) 特定継続世帯 <u>600円</u>  (賦課期日)  <b>第16条</b> (略)  (徴収の方法)  <b>第17条</b> 国民健康保険税は、<b>第20条</b>、<b>第24条</b>及び<b>第25条</b>の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。  (納期)  <b>第18条</b> (略)  (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)  <b>第19条</b> 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第2条第1項の額(<b>第29条</b>の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。  2～8 (略)  <b>第20条～第24条</b> (略)  (新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)  <b>第25条</b> (略)</p>

現行(京丹後市国民健康保険税条例)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例第2条の適用後	改正案
<p>る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でない認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>(1) <u>第14条第2項</u>に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から9月30日までの間</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(普通徴収税額への繰入)</p> <p><u>第20条</u> 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する<u>第12条第1項</u>の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p>(徴収の特例に係る税額の修正の申出等)</p> <p><u>第22条</u> 前条第1項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該年度分の国民健康保険税額が前年度の国民健康保険税額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によって国民健康保険税を徴収されることとなる者は、<u>第26条</u>の納税通知書の交付を受けた日から30日以内に市長に前条第1項の規定によって徴収される国民健康保険税額の修正を申し出ることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p><u>第23条</u> 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者)にあっては当該公的年金等の</p>	<p>(1) <u>第16条第2項</u>に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から9月30日までの間</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(普通徴収税額への繰入)</p> <p><u>第22条</u> 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する<u>第14条第1項</u>の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p>(徴収の特例に係る税額の修正の申出等)</p> <p><u>第24条</u> 前条第1項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該年度分の国民健康保険税額が前年度の国民健康保険税額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によって国民健康保険税を徴収されることとなる者は、<u>第31条</u>の納税通知書の交付を受けた日から30日以内に市長に前条第1項の規定によって徴収される国民健康保険税額の修正を申し出ることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(1) <u>第20条第2項</u>に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から9月30日までの間</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(普通徴収税額への繰入)</p> <p><u>第26条</u> 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する<u>第18条第1項</u>の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第27条</u> (略)</p> <p>(徴収の特例に係る税額の修正の申出等)</p> <p><u>第28条</u> 前条第1項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該年度分の国民健康保険税額が前年度の国民健康保険税額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によって国民健康保険税を徴収されることとなる者は、<u>第35条</u>の納税通知書の交付を受けた日から30日以内に市長に前条第1項の規定によって徴収される国民健康保険税額の修正を申し出ることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p><u>第29条</u> (略)</p> <p>(1) (略)</p>

現行(京丹後市国民健康保険税条例)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例第2条の適用後	改正案
<p>収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>13,300円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>21,490円</u> (イ) 特定世帯 <u>10,745円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>16,118円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>4,340円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,490円</u> (イ) 特定世帯 <u>3,745円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>5,618円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,530円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>6,510円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>9,500円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15,350円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,675円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>11,513円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>3,100円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,350円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,675円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>13,650円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>22,750円</u> (イ) 特定世帯 <u>11,375円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>17,063円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>4,760円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,400円</u> (イ) 特定世帯 <u>4,200円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>6,300円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,600円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>6,650円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>9,750円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>16,250円</u> (イ) 特定世帯 <u>8,125円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>12,188円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>3,400円</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,000円</u> (イ) 特定世帯 <u>3,000円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>16,450円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>22,750円</u> (イ) 特定世帯 <u>11,375円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>17,063円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,740円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,400円</u> (イ) 特定世帯 <u>4,200円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>6,300円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,720円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>6,650円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>11,750円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>16,250円</u> (イ) 特定世帯 <u>8,125円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>12,188円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>4,100円</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,000円</u> (イ) 特定世帯 <u>3,000円</u></p>

現行(京丹後市国民健康保険税条例)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例第2条の適用後	改正案
<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,013 円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,950 円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,650 円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,800 円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,140 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>3,070 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,605 円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,240 円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,140 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,070 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,605 円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,580 円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,860 円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>2,850 円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,750 円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,600 円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>9,500 円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険</p>	<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,500 円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,000 円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,750 円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,900 円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,500 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>3,250 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,875 円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,360 円</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,400 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,200 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,800 円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,600 円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,900 円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>2,925 円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,875 円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,800 円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>9,750 円</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,500 円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,800 円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,750 円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,700 円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,500 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>3,250 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,875 円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,640 円</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,400 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,200 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,800 円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,920 円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,900 円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,525 円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,875 円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9,400 円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>11,750 円</u></p> <p>(2) (略)</p>

現行(京丹後市国民健康保険税条例)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例第2条の適用後	改正案
<p>者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>930円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,550円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,480円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3,100円</u></p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総務所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所</p>	<p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,020円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,700円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,720円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3,400円</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第26条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第28条第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総務所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与</p>	<p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,230円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,050円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,280円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,100円</u></p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第30条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第32条第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総務所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与</p>







現行(京丹後市国民健康保険税条例)	京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例第2条の適用後	改正案
<p>2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額( )と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第8条</u> <u>及び第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額( )とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額( )と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>19 当分の間、<u>第23条第2項</u>の規定の適用については、同条中「6歳」とあるのは「18歳」とし、「未就学児」とあるのは「子ども」と読み替えるものとし、令和7年度以降分の国民健康保険税について当該被保険者均等割額から減額する額は、同条第2項の規定にかかわらず、当該世帯内の子どもにつき算定した被保険者均等割額(同条第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額に限る。)の全額とする。</p>	<p>2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額( )と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第25条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第9条</u> <u>及び第25条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額( )とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額( )と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第25条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>19 当分の間、<u>第25条第2項</u>の規定の適用については、同条中「6歳」とあるのは「18歳」とし、「未就学児」とあるのは「子ども」と読み替えるものとし、令和7年度以降分の国民健康保険税について当該被保険者均等割額から減額する額は、同条第2項の規定にかかわらず、当該世帯内の子どもにつき算定した被保険者均等割額(同条第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額に限る。)の全額とする。</p> <p><u>附 則</u> (<u>施行期日</u>)</p> <p><u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> (<u>適用区分</u>)</p> <p><u>2 この条例による改正後の京丹後市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額( )と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第29条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第9条、第12条及び第29条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額( )とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額( )と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第29条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>19 当分の間、<u>第29条第2項</u>の規定の適用については、同条中「6歳」とあるのは「18歳」とし、「未就学児」とあるのは「子ども」と読み替えるものとし、令和7年度以降分の国民健康保険税について当該被保険者均等割額から減額する額は、同条第2項の規定にかかわらず、当該世帯内の子どもにつき算定した被保険者均等割額(同条第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額に限る。)の全額とする。</p> <p><u>附 則</u> (<u>施行期日</u>)</p> <p><u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> (<u>適用区分</u>)</p> <p><u>2 この条例による改正後の京丹後市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 8 年 3 月 定例会

議案の 件 名	議案第 8 号 京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の一部改正について			政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">条例</span> その他（ ）											
《政策等の概要》		《市民参加の状況》														
<p>国民健康保険事業特別会計の収支の均衡を維持することが、今後困難となることが見込まれることから、計画的に必要な税率等の改定を行うものである。</p> <p>併せて、国が創設した「子ども・子育て支援金制度」に対応するため、国民健康保険税に「子ども・子育て支援納付金」を新設し、その賦課等に関する必要事項を定めるものである。</p>		<p><span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">有</span> ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。） 「令和8年度の京丹後市国民健康保険税について」を国民健康保険運営協議会に諮問</p>														
		《財源措置の状況》（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）														
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源									
《政策等の必要性》		《将来にわたる効果及び経費の状況》														
<p>国や都道府県が「保険料(税)水準の統一」を目指す中、多くの自治体が厳しい財政状況に直面している。本市においても、これまでは基金の活用により収支のバランスを維持してきたが、令和9年度には京都府への納付金を賄うことができず、歳入不足が予想される。</p> <p>このため、国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、安定的な財政運営を確保し、かつ被保険者の急激な負担増を避けるため、令和8年度から国民健康保険税の税率等を見直すものである。</p>		<p>令和8年度から税率等を改定することで、被保険者の国民健康保険税の急激な負担増を抑えることができる。</p> <p>今後、国の国保制度の見通しや医療費、納付金の動向が国保特会に大きな影響を与えるため、長期的な予測が難しい中、状況に応じた税率等の見直しを継続的に検討する必要がある。</p>														
《提案に至るまでの経緯》		《総合計画等の整合》														
<p>R8.1.30 国保運営協議会の開催（令和8年度国保税率、税額改定の意見聴取）（諮問）</p> <p>R8.2.9 国保運営協議会の開催（答申案及び令和8年度予算審議）</p> <p>R8.2.10 令和8年度の京丹後市国民健康保険税について（答申）</p> <p>R8.2.12 例規審査委員会で改正条例案について審査</p>		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">まちづくり 27の施策</td> <td style="width: 10%; text-align: center; background-color: #ffccbc;">27</td> <td colspan="3">行財政改革大綱（効率的・効果的な行財政運営）</td> </tr> </table> <p>○その他の計画(該当する場合のみ)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td></td> </tr> </table>				まちづくり 27の施策	27	行財政改革大綱（効率的・効果的な行財政運営）			計画名称		策定年度		計画期間	
まちづくり 27の施策	27	行財政改革大綱（効率的・効果的な行財政運営）														
計画名称																
策定年度																
計画期間																
《政策等の実施時期》		担当部局														
令和8年4月1日から施行する。		市民環境部		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）										
				税務課		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">有</span> ・ 無 令和8年度京丹後市国民健康保険税の税率・税額の見直し										

## 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について

### ① 税率・税額の見直し

国民健康保険事業特別会計の収支の均衡を維持することが、今後困難となることを見込まれることから、計画的に必要な税率等の改定を行うもの。

#### 前回の一部改正（算定方法の見直し）

##### 令和7年度（現行）資産割半減

	応能割		応益割	
	所得割	資産割	均等割額	平等割額
医療分	6.56%	9.55%	19,000円	30,700円
支援金分	2.22%	3.20%	6,200円	10,700円
介護分	2.10%	3.25%	7,900円	9,300円
合計	10.88%	16.00%	33,100円	50,700円

##### 令和8年度（改定前）資産割廃止

	応能割	応益割	
	所得割	均等割額	平等割額
医療分	6.80%	19,500円	32,500円
支援金分	2.37%	6,800円	12,000円
介護分	2.19%	8,000円	9,500円
合計	11.36%	34,300円	54,000円



#### 今回の一部改正（税率等の見直し）

- ① 平等割額は現状維持、改定分は所得割・均等割額で補う
- ② 応能・応益（50:50）のバランスを図る

所得割 0.63%増 均等割額 7,000円増

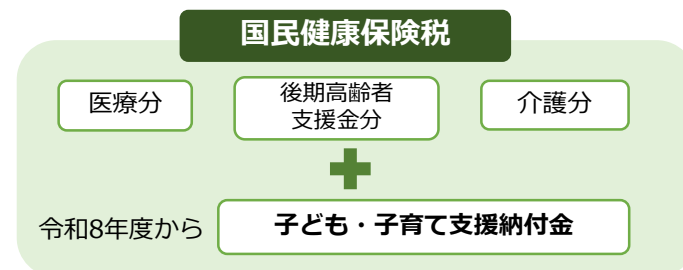
##### 令和8年度（改定後）

	応能割	応益割	
	所得割	均等割額	平等割額
医療分	7.18%	23,500円	32,500円
支援金分	2.50%	8,200円	12,000円
介護分	2.31%	9,600円	9,500円
合計	11.99%	41,300円	54,000円
子ども分	0.35%	1,300円※	800円

※18歳以上の方は均等割額に100円が加算される。

### ② 子ども・子育て支援金制度の創設

国が創設した「子ども・子育て支援金制度」に対応するため、国民健康保険税に「子ども・子育て支援納付金」を新設し、その賦課等に関する必要事項を定めるもの。



# 国民健康保険事業特別会計の収支及び基金の推移

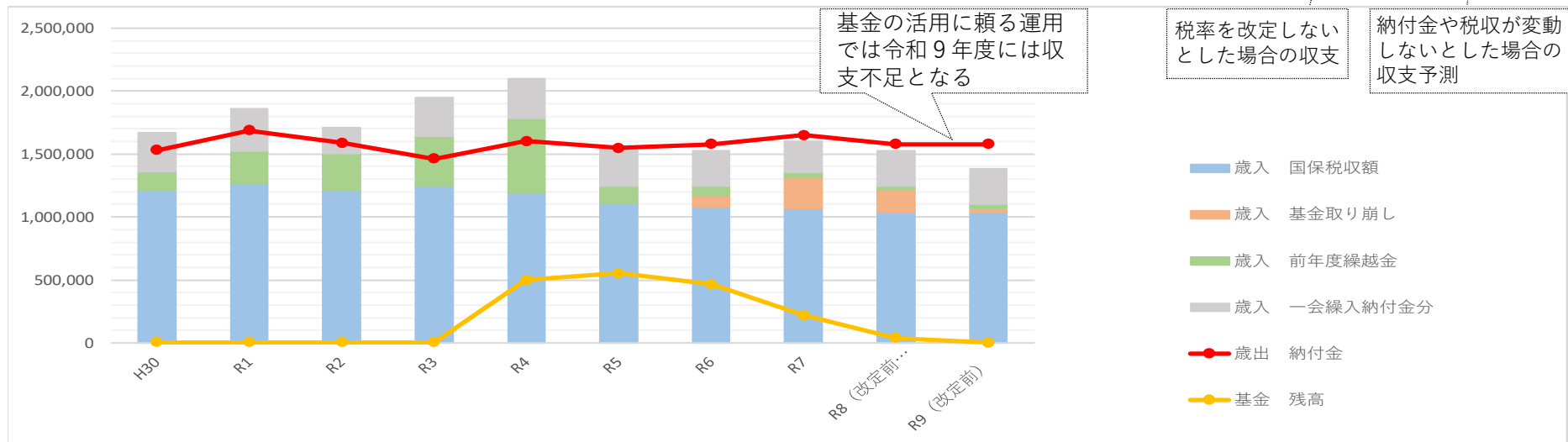
## 【特別会計の収支】

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8 (改定前 予算)	R9 (改定前)
歳入 国保税収額	1,213,429	1,265,734	1,214,189	1,246,582	1,194,948	1,107,826	1,081,498	1,067,122	1,034,954	1,034,954
歳入 基金取り崩し	0	0	0	0	0	0	90,000	246,000	182,000	37,674
歳入 前年度繰越金	150,869	258,500	289,847	392,222	590,398	136,067	73,232	41,370	31,000	31,000
歳入 一会繰入納付金分	307,497	334,095	202,104	312,036	313,708	294,909	280,540	243,585	280,486	280,486
歳入 その他	5,035,602	4,710,539	4,908,029	4,783,817	4,747,412	4,560,281	4,261,783	4,556,262	4,448,560	4,448,560
<b>歳入 計</b>	<b>6,707,397</b>	<b>6,568,868</b>	<b>6,614,169</b>	<b>6,734,657</b>	<b>6,846,466</b>	<b>6,099,083</b>	<b>5,787,053</b>	<b>6,154,339</b>	<b>5,977,000</b>	<b>5,832,674</b>
歳出 納付金	1,532,261	1,687,473	1,589,296	1,462,499	1,602,176	1,547,520	1,578,588	1,650,669	1,578,289	1,578,289
歳出 その他	4,916,636	4,591,548	4,632,651	4,681,760	5,108,223	4,478,331	4,167,095	4,472,172	4,398,711	4,398,711
<b>歳出 計</b>	<b>6,448,897</b>	<b>6,279,021</b>	<b>6,221,947</b>	<b>6,144,259</b>	<b>6,710,399</b>	<b>6,025,851</b>	<b>5,745,683</b>	<b>6,122,841</b>	<b>5,977,000</b>	<b>5,977,000</b>
決算 歳出歳入差引	258,500	289,847	392,222	590,398	136,067	73,232	41,370	31,498	0	-144,326
決算 単年度収支	107,631	31,347	102,375	198,176	-454,331	-62,835	-31,862	-9,872	-31,000	-175,326

## 【基金の推移】

基金 積立金	1	3	2	2	493,039	55,194	497	1,029	548	548
基金 取り崩し	0	0	0	0	0	0	90,000	246,000	182,000	37,674
<b>基金 残高</b>	<b>5,360</b>	<b>5,363</b>	<b>5,365</b>	<b>5,367</b>	<b>498,406</b>	<b>553,600</b>	<b>464,097</b>	<b>219,126</b>	<b>37,674</b>	<b>0</b>

(単位：千円)



# 国民健康保険税の見直しの経緯

## 【税率改定の方向性】

- 1 本市の特別会計は、令和4年度から単年度収支が赤字となり、令和6年度からは基金の取り崩しにより運営を保っている状態である。
- 2 税率を改定しない場合、令和8年度の納付金・税金等の金額と同等とすれば、基金を全額繰り入れたとしても、令和9年度には1億4,000万円余りの収支不足が発生する。
- 3 他方、基金はリスク管理のために一定額の保持は必要となる。
- 4 物価高騰の影響が続く中、被保険者の負担感に配慮し、令和8年度から計画的な平準化を行い、税額の激変緩和を図る。

## 【税率の設定】

- 1 基金については、現行税率による令和8年度の収支不足に1億8,200万円の基金を投入したときに残る約3,700万円の残高を保持する。
- 2 令和8年度と令和9年度に1億8,200万円の半分の9,100万円ずつの税率・税額の改定を目安とする。
- 3 現行の税率設定は平等割額が府内でも高いことから、今回の見直しでは平等割額は改定せず、応能・応益50：50のバランスを図り、均等割額と所得割の改定を行う。なお、均等割額と所得割の改定分については、医療・支援金・介護分の比率を維持したまま調整を行う。
- 4 令和9年度も改定後の税金を見込むこととなるため、令和9年度には新たに値上げを行うことなく、基金を活用して2箇年間の収支不足を解消しつつ、基金約3,700万円を取り置くことが可能となり、必要最小限の見直しとする。

《改定後の収支予測》（単位：千円）

	R8	R9
国保税	1,125,943	1,125,943
基金繰入	91,000	91,000
前年度繰越金	34,000	34,000
一会繰入	25,582	25,582
その他歳入	4,700,475	4,700,475
歳入計	5,977,000	5,977,000
納付金	1,578,289	1,578,289
その他歳出	4,398,711	4,398,711
歳出計	5,977,000	5,977,000
歳入歳出差	0	0
基金残高	128,674	37,674

改定前1,034,943  
91,000の改定増